

国際的な産業データのデータガバナンス の在り方について

2024/03/19

経済産業省
商務情報政策局国際室

- 1. 産業データの流通に関する動向**
- 2. 各国の政策動向**
- 3. データガバナンスの在り方**

1. 産業データの流通に関する動向

2. 各国の政策動向

3. データガバナンスの在り方

DFFTの概念のスコープ

- **DFFTはデータの種別を問わない概念**。他方、これまで、国際的なデータガバナンスの議論は、喫緊の課題であったプライバシーや個人データというフィールドに検討の焦点が絞られてきた。
- 近年、**産業データ**に関するルール整備が進み、国際的な議論の機運が高まってきている。
 - ここでは、「産業データ」とは、企業等の事業活動において扱われるデータを意味するものとする。



2019年 世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）

我々自身の個人的データですとか、**知的財産を体現したり、国家安全保障上の機密を含んでいたりするデータですとかは慎重な保護のもとに置かれるべきです**。しかしその一方、**医療や産業、交通やその他最も有益な、非個人的で匿名のデータは、自由に行き来させ、国境をまたげるように**。繰り返しましよ、国境など意識しないように、させなくてはなりません。そこで私たちがつくり上げるべき体制は、DFFT（データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト）のためのものです。**非個人的データについて言っているのは申し上げるまでもありません**。（安倍総理スピーチ）



2019年 G20大阪首脳宣言

プライバシー、データ保護、知的財産権及びセキュリティに関する課題に引き続き対処することにより、我々は、データの自由な流通を更に促進し、消費者及びビジネスの信頼を強化することができる。（中略）このようなデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（信頼性のある自由なデータ流通）は、デジタル経済の機会を活かすものである。



2021年 G7デジタル・技術大臣宣言

2019年のG20大阪首脳宣言及びG20貿易・デジタル経済大臣会合閣僚声明、2020年のG20リヤド首脳宣言を踏まえ、（中略）、**信頼性のある自由なデータ流通による利益を実現する取組を支持**する。このことを実現するため、「データフリーフローウィズトラストに関する協力のためのG7ロードマップ」を承認する。



2022年 G7デジタル大臣宣言

我々は、2023年に日本がG7議長国として、この宣言を基に、**特にデータ保護及びプライバシー関連当局のラウンドテーブルでの議論を通じて、DFFTのための規制協力の促進を含むDFFT及びオンラインの安全性に関しての取組を継続**する意思があることを歓迎する。



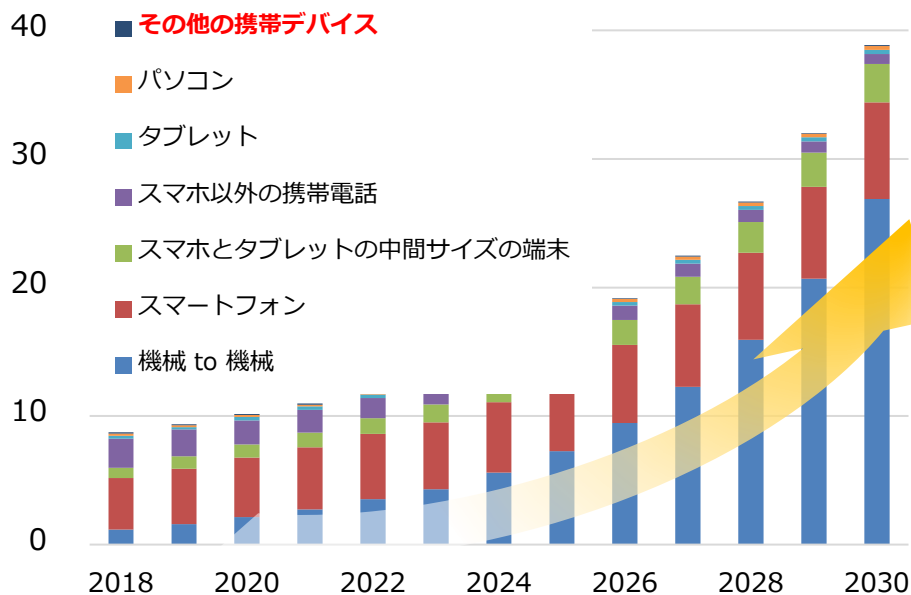
2023年 G7デジタル・技術閣僚宣言

DFFT具体化に向けて取り組むべき**優先分野（①データ・ローカライゼーション、②規制協力、③信頼された政府のデータへのアクセス、④データ共有）**と、分野横断的なデータガバナンスを取り扱う初の**国際枠組み（Institutional Arrangement for Partnership : IAP）の設立**を承認する。




デジタル産業の進化と産業データ流通

- これまでデジタルの中心はスマホやPC等の人が直接扱う機器であったが、情報処理や通信の高度化により、産業分野のデジタル化が進展。これに伴い、今後、IoT等によって取得される産業データの流通量が増加していく見通し。
- 自動車、物流、サプライチェーン、ヘルスケア、農業等、幅広い産業で、データの利活用が競争力を左右するようになると考えられる。

端末の種類に応じたデータ流通量の推移



2023.6 半導体・デジタル産業戦略より
(CiscoAnnualInternetReport(2018-2023)を基に経産省作成)

データ量・処理量の増大	
 自動運転	<p><u>衝突・渋滞回避のため</u>、カメラ・GPS等で収集したデータを管理サーバー（データセンター）に通信し、<u>加速・減速やルート変更等</u>を実施。</p>
 工場 (産業用ロボット)	<p>産業用ロボットは、カメラ等で収集したデータを管理サーバーと通信することで、コンベアで流れてくる製品ごとに<u>最適な部品を選択し、組立・溶接等</u>を実施。 1工場あたり、<u>1日1000Gバイト</u>の情報を収集。</p>
 ヘルスケア	<p><u>患者一人一人に最適な医療を効率的に行うためには</u>、体質と密接に関係する<u>DNAの違いをAIに学習</u>させる必要がある。 (DNAは人によって<u>1000万か所</u>もの違いあり) こうした個人差をAIに学習させるためには、100Gバイト分の情報を処理する必要があり、<u>数十万台規模のPC</u>が必要。</p>

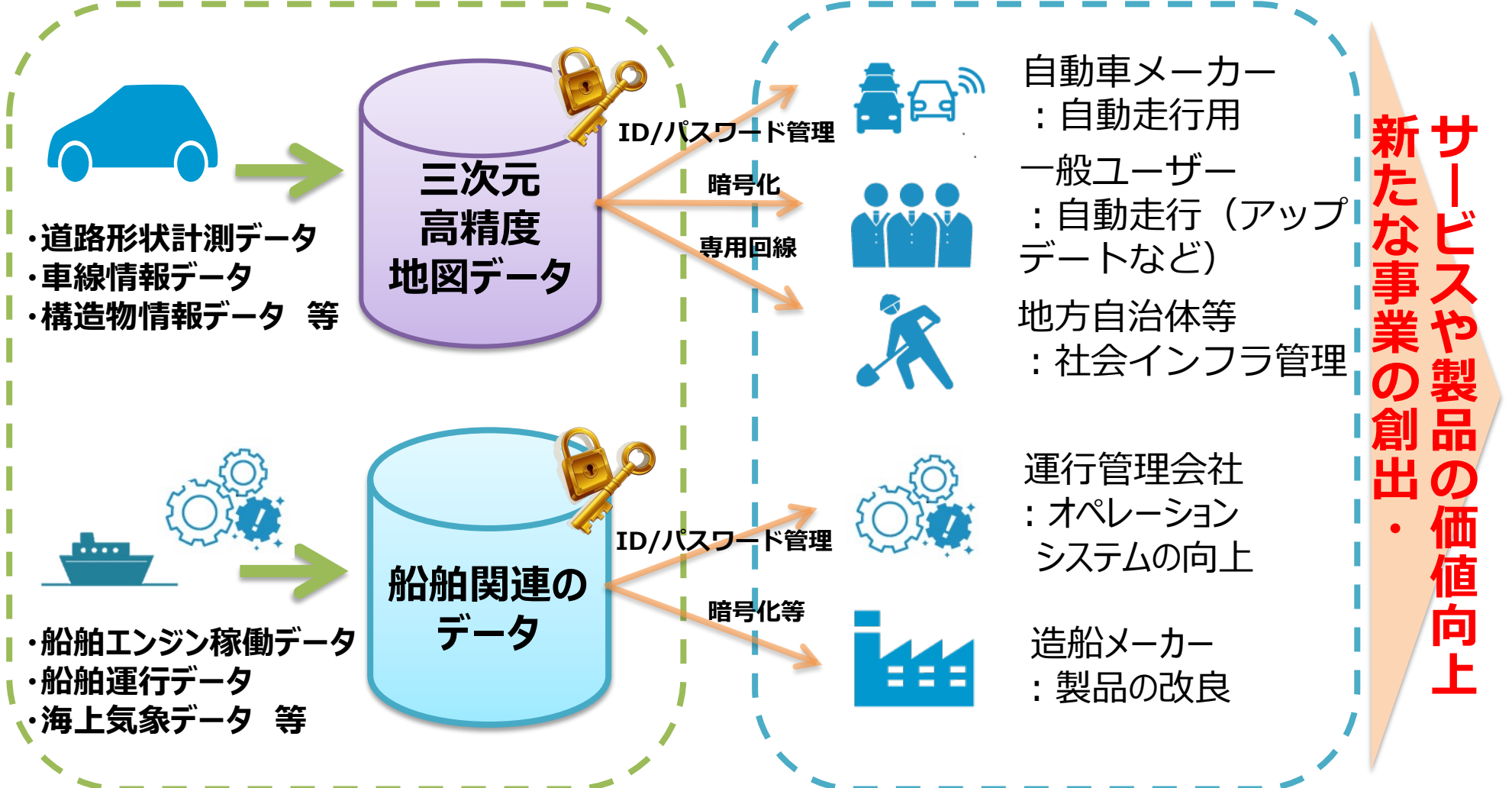
(出典) Preferred Networks資料を基に経済産業省作成

産業データの利活用

- 例えばビッグデータは、企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービスや製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されている。

収集・分析・加工

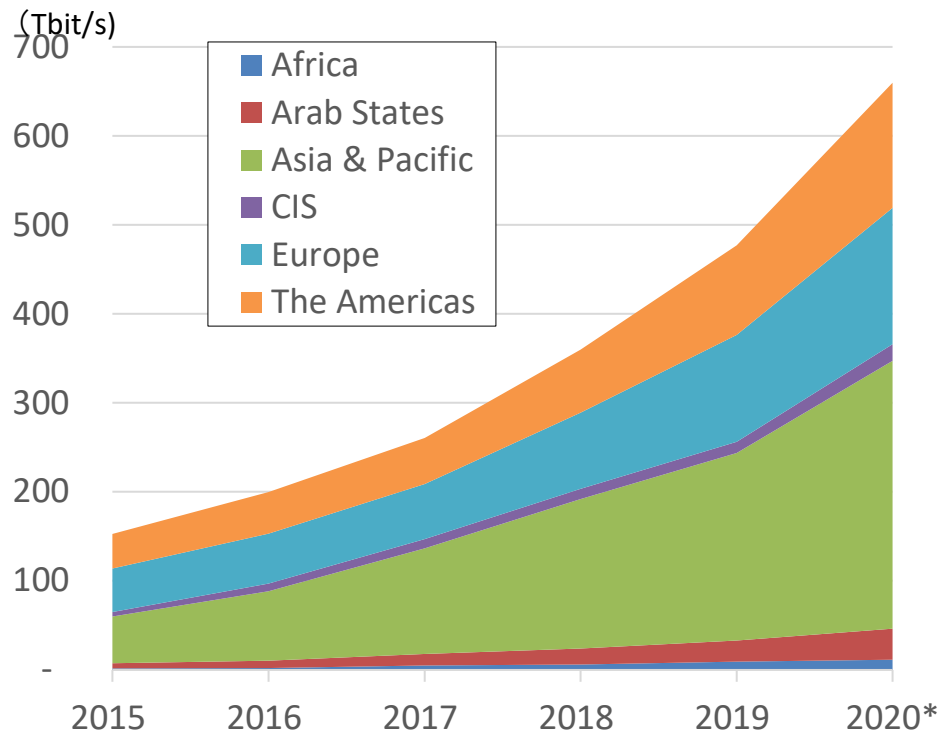
利活用



越境データ・フローの増大

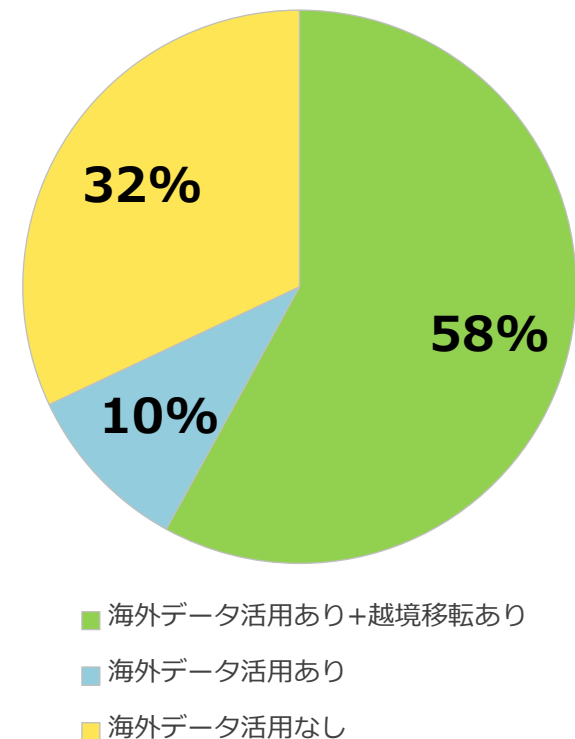
- 世界の越境データ・フローも飛躍的に増大。今後も第5世代移動通信システム（5G）のインフラ整備やメタバースなどの新たなインターネットサービスが拡大することにより、さらなる越境データ・フローの拡大が見込まれる。
- 2021年に製造業等50社に対して行ったアンケートによれば、約7割の日本企業が海外の生産拠点等においてデータ取得・活用し、うち8割以上がデータを越境移転している。

越境データ流通量の推移（地域別）



(資料) ITU World Telecommunication/ICT Indicators databaseから作成
(参考) 2020年は推計値、先進国/途上国の区分はITUによる。データ流通量は越境帯域幅。

データの活用・移転の状況



(資料) 経済産業省「国際的なデータ移転・活用に関する企業アンケート結果」（2021年）から作成

データ連携・共有の進展

- 企業や業界を超えてデータを連携・流通するための取組みが推進されている。
- サプライチェーンが国境を越えることから、国際的なデータ連携や、データ連携基盤同士の相互接続も展望されている。

産業データ連携・流通の例



脱炭素・資源循環 産業データ連携・流通

SBT (Science Based Targets) では企業活動によるCO2排出量を原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する量を見る化の対象としている

【RRI:】ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会



サプライチェーン排出量の見える化

グローバルでのサプライチェーン全体の脱炭素化を求める取引慣行や、欧州を中心とした新たなルールメイキングに対し、デジタル技術を活用し、サプライチェーン全体のCO2データ見える化 (= 共有) するプラットフォーム (データ連携基盤) 構築に向けた活動を行う。

また、企業間の協働 (エンゲージメント) を促進するよう、削減努力がデータとして適切に反映される仕組みを目指す。



(参考) Ouranos Ecosystem (ウラノス・エコシステム)

- 我が国では、国としての全体最適を目指し、官民協調による、企業や業界、国境を越えたデータ連携を実現するための取組の総称を“Ouranos Ecosystem (ウラノス・エコシステム)”と命名。我が国が目指す最適なデータプラットフォーム構築を推進。

我が国の目指すデータプラットフォーム

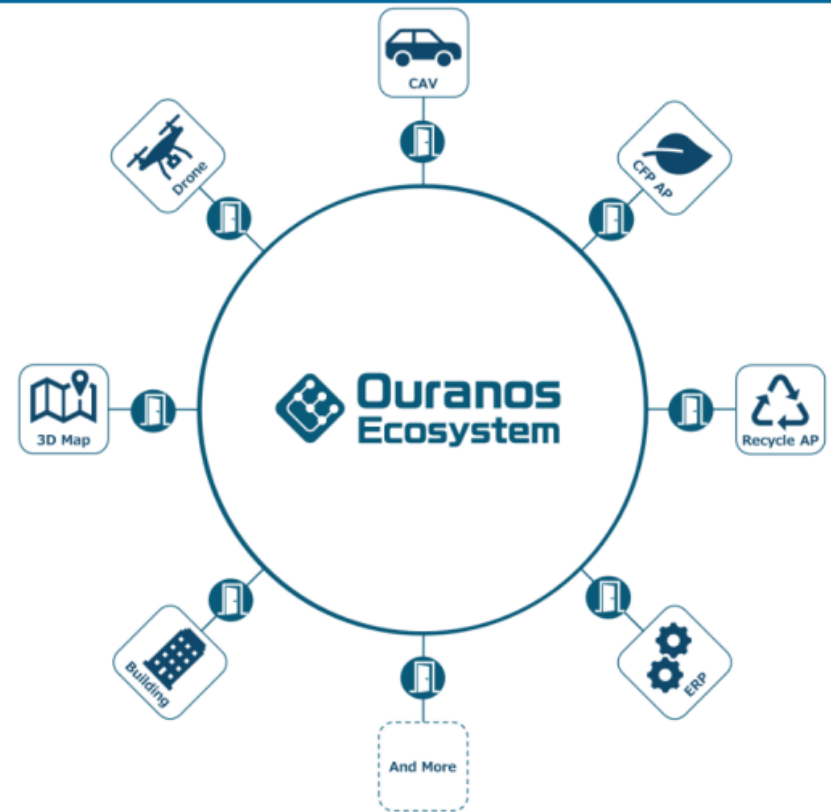
巨大プラットフォームと共生するため

- 特定の一社だけで、「データ独占」「モノ・カネ・ヒトのフロー最適化」「ユーザー囲い込み」を行わない
- 個別企業・業界を超えて、日本全体でのプラットフォーム型事業モデル実装を追求

グローバルにデータ共有を行うため

- 企業・業界を超えて共通化可能なサービスをデジタル化し、**サイバー空間でのデジタルユーティリティを実現**
- **協調領域をつくり、グローバルに対応できるデータ基盤の安全性・相互運用性・信頼性・事業安定性を担保**
- データ連携・共有の場（=データスペース）構築と**定義・標準・ルールの明文化**

運用者の異なるシステムの連携



(参考) アジアにおけるデータ連携イニシアティブ

- 東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)に、2023年8月にE-DISC(デジタルイノベーション・サステナブルエコノミーセンター)を立ち上げ、日ASEANで互換性のあるデータ連携の仕組み作りに向けてユースケース蓄積やルール・標準を推進。

アジア大のサイバーフィジカルエコシステム

日本 × ASEANで 産業のデジタル化による新たな成長モデルの実現

Physical
エコシステム



Cyber
エコシステム

A. ユース
ケース=
データ連携
の目的や
領域

Ex) カーボンフットプリント対応

Ex) SC強靱化 (途絶リスク対応)

⋮

・SC構築している
日系企業とASEAN
企業が共に対応

B. データ
連携基盤

データ連携基盤
(互換性あり)

接続

データ連携基盤
(互換性あり)

接続

データ連携基盤
(互換性あり)

・域内の経済状況や
ニーズを反映した
仕組み作り

C. ルール/
D. Trust

データ共有ルール

SC関連ルール

・域内ITプレイヤーの
参入

1. 産業データの流通に関する動向


2. 各国の政策動向

3. データガバナンスの在り方

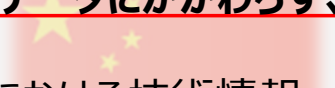
産業データに関する各国の政策動向

- 各国・地域が産業データの流通・保護に関するルール整備に着手。


欧州

- データ主権に基づく、産業データの流通・保護に向けた立法やイニシアティブを推進。
 - データ法（Data Act）では、「非個人データ」を公共財に類するものと捉え、消費者や顧客企業が利用する製品や関連サービスにより生成されたデータへのアクセスや第三者への共有義務、EU加盟国の法に違反するようなガバメント・アクセスを防ぐための安全措置等を規定。
 - 電池規則などの施行により、カーボンフットプリントなどの環境情報の開示を企業に対して義務化。同時に、データ主権を担保した形での産業データの共有のためのデータ共有基盤の構築に向けて、GAIA-X等のイニシアティブを推進。
- 

中国

- 「国家安全」の観点から、国家として情報をコントロールすることを重視。個人データ、非個人データにかかわらず、越境移転を規制するほか、国内のデータに対する政府のアクセス権限を強化。
 - 国家安全法等において、ガバメント・アクセスを規定。また、国家標準・規格への準拠確認における技術情報・ソースコードの開示や、コネクテッドカーの試験データ等、セクター別の業法等でもガバメントアクセスに関連する規定を置いている。
- 

米国

- 2024年2月、機微個人情報のデータセキュリティに関する大統領令、コネクテッドカーの安保上のリスクへの対応策をそれぞれ発出するなど、安全保障の観点から、連邦レベルでのデータ規制を実施。
 - また、ガバメント・アクセスやデータ流出を含む安全保障上の懸念等から、政府機関や米国企業による懸念国企業からの国防権限法に基づく調達の禁止や対内直接投資規制等が存在。
- 

欧州データ法 (Data Act)

- 「非個人データ」を公共財に類するものとして捉え、データの価値の配分における公平性の確保や、データに対するアクセス及び利用を促進。2025年夏頃に適用開始となる見通し。
- 事業者に対し、以下に例示する義務が課せられる等、データビジネスへの影響が懸念される。
 - 消費者や顧客企業が利用する製品やサービスにより生成されたデータへのアクセスや第三者への共有義務
※ 営業秘密に該当する場合は規定の例外となるが、営業秘密として保護される範囲は論点
 - 公共衛生上の緊急事態等の例外的な場合に、政府機関等へのデータ提供の義務
 - EU加盟国の法に違反するようなデータアクセスおよび越境移転に対する安全管理措置の義務 ほか
- EU域外への規制の波及 (ブリュッセル効果) を含めた影響を注視する必要。

企業の懸念

対象データ・製品が広範
データの保存・提供・管理コストの負担
営業秘密の漏洩リスク
契約時の実務 (取得データ等を事前に明確化) 等



機器製造者・データ保有者
・クラウドサービス事業者

データ提供義務

データ提供義務



ユーザー



第三者

欧州バッテリー・パスポート/デジタル・プロダクト・パスポート

- 欧州電池規則は、カーボンフットプリント等、蓄電池のライフサイクルに関わる情報を記録するバッテリー・パスポート (BP) の実装を義務化。加えて、エコデザイン規則で、デジタル・プロダクト・パスポート(DPP)を規定。
- BP/DPPは、営業秘密を含む情報のデータスペースへの入力を伴い、営業秘密が保護される仕組み作りが重要になる。加えて、越境移転規制との関係や、同種のラベリング規制が、欧州域外にも波及していくことを見据えた場合、ガバメント・アクセスとの関係整理が必要になる。

(BP/DPPに関する有識者の意見)

- ✓ BPやDPPは、当局以外の利害関係者に対する情報提供というラベリング規制の側面があるが、伝統的なラベリング規制と異なり、デジタル技術を用いることで、①大量の情報を、②情報ごとに開示範囲を限定した上で表示することができる。バッテリーパスポートでは、電池の部材に関する情報や調達に関する情報等、事業・技術の機微にも関わりうる情報を提出することが求められており、広範にわたる情報開示・提出義務は、営業秘密・ノウハウの流出リスクも惹起しうるため、事業活動の自由の確保とラベリング規制が緊張関係に立ちうる。
- ✓ 情報の移転元において、越境移転規制が課せられていた場合、輸出先における基準認証制度・ラベリング規制を遵守することの障壁となり得る。例えば、日本企業が中国において電気自動車用バッテリーの生産を行っていた場合、一定の情報が「重要データ」として越境移転規制の対象となる可能性があり、結果として、EU域内で電気自動車用バッテリーを上市できなくなる可能性がある。
- ✓ 第三者認証によるデータの品質担保の仕組みは、政府が信用できない場合には非常に脆弱になる。政府が認定した認証機関が各工程で認証するとなると、実質的には出先機関による監査と変わらず、政府に対して、材料や製造手法等が漏れることがあり得るだろう。

各国データ法制が企業活動に及ぼす影響

- 各国・地域でデータ法制が矢継ぎ早に策定されており、これら規制等の対応についての十分なノウハウが蓄積されていないことから、我が国企業が海外で事業活動を行う際のコスト増大要因、あるいは事業環境構築上のボトルネックとなりつつある状況。

課題	日本企業の声
営業秘密の保護	● <u>各国でデータに関する制度や扱い</u> （例：企業が競争力を確保するために保護される範囲） <u>が異なる</u> 中で、 <u>データ提供・データ共有を行うことに対する不安</u> がある。
ガバメント・アクセスに対する懸念	● 越境移転の有無にかかわらず、 <u>外国政府による強制的なデータ収集を懸念している</u> 。
データの越境移転規制による直接の影響	● データの越境移転規制により、データを <u>移転することができず、事業に弊害が出ている</u> 。
不明瞭かつ広範な規制による萎縮効果	● <u>規制の対象となるデータや規制対応のための手続き（当局への登録等）が不明確・不安定であるため、対応コストがかかっている</u> 。

1. 産業データの流通に関する動向

2. 各国の政策動向

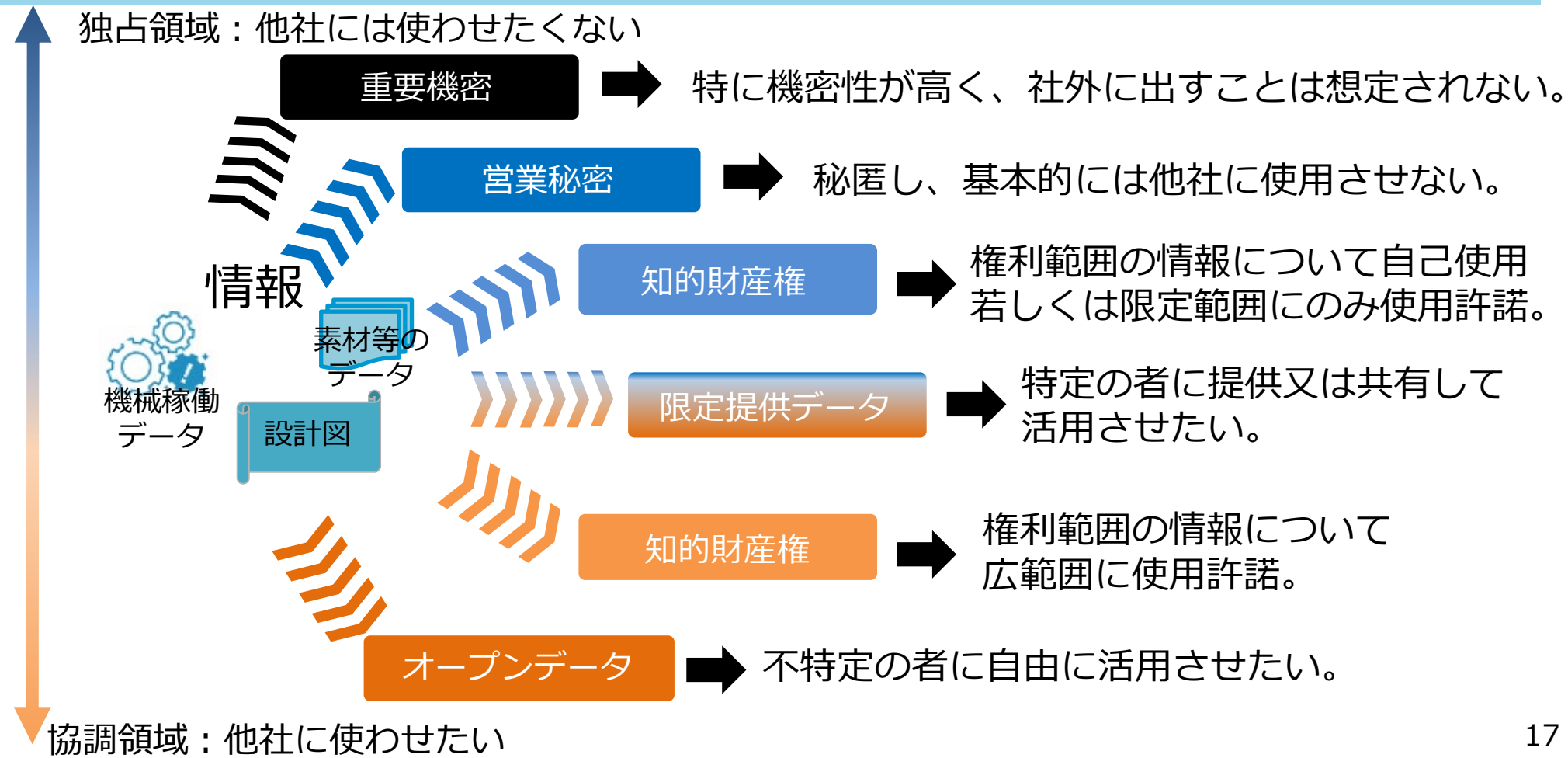
3. データガバナンスの在り方

産業データに関するデータガバナンスの議論の必要性

- 産業データの共有・利活用の促進は、企業の経済的利益としてのデータを適切に管理しながら進められる必要があり、適切なデータの扱いに関するルール整備を行うことが必要不可欠である。
- このため、我が国企業の保有するデータが競争上不利に扱われないための国際連携をしていくと同時に、企業が自主的にデータを管理するためのガイドラインを策定することが望ましいのではないか。
- とりわけ、国際的なデータ流通の推進に向けて、産業データの権利や取扱いに関する基本的な考え方を確認した上で、下記論点を中心に政策検討を進める必要があるのではないか。
 - ① データの性質に応じた保護・流通の方針
 - ② 産業データのガバメント・アクセスに関する規律や対応
 - ③ 消費者・第三者への情報開示・情報提供に関する規律や対応
 - ④ 越境移転規制をはじめとする他国の産業データ規制への対応
- 国際データガバナンス検討会（2024年1月30日・第1回／2月9日・第2回）においても、産業データに関して以下のような意見が提起された。
 - これまでのDFFTの議論の中で、特に非個人データに関する議論が不足していると認識している。非個人データの越境移転ルールについては、さらなる検討が重要。
 - 他国においては、個人データ以外の分野においても、越境流通の制限の検討が進んでおり、日本企業への影響も懸念される。
 - 国内企業の競争力の源泉となる情報が、公共の利益のために供出を迫られないよう留意が必要である。
 - データが流通した先でのガバメントアクセス等に対する不安感への対応も必要であると考えられる。
 - 保護すべきデータと流通させるべきデータを明確にすべきである。そのためには、データ流通の目的や実現したいことを明確にし、それに基づいた議論を進めることが重要である。
 - 官と民がそれぞれ持つデータを接続して共同で活用することも必要になると想定されるため、「個人と非個人」と「官と民」の2つの軸でデータ流通を考えていくとよいのではないか。

①データの性質に応じた保護・流通の方針

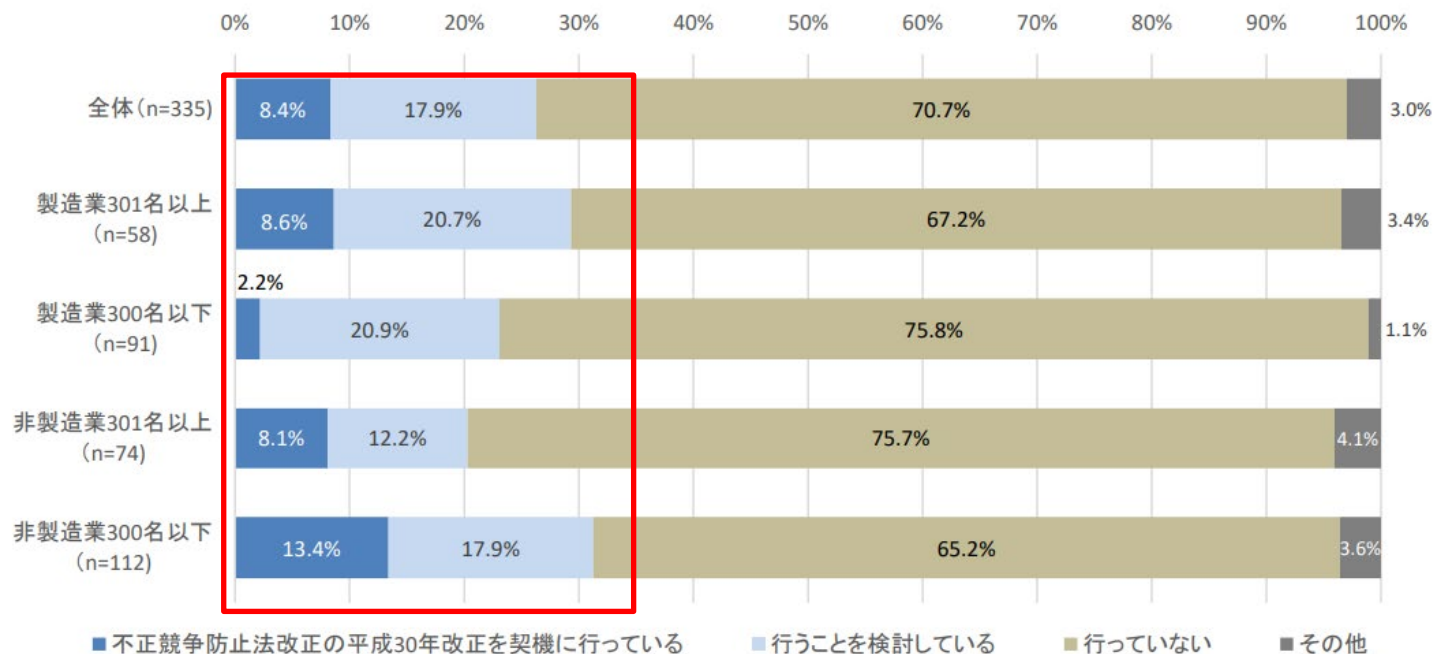
- 企業が保有するデータには、独占することで差別化を図るもの（独占領域）、他社と共有することでその価値を高めていくもの（協調領域）が存在し、データ保護の必要性や共有範囲にもグラデーションがある。これらを踏まえ、産業データのうち、データの種類に応じた対策（法令、契約、技術の活用等による保護）を図りつつ、事業活動に有用・有益なデータの流通に向けたルール整備をはかる。



(参考) 不正競争防止法平成30年改正

- 平成30年の不正競争防止法の改正により、我が国では、特定の者に共有するビッグデータを「限定提供データ」とし、悪質性の高いデータの不正取得・使用等を不正競争防止法に基づく「不正競争」と位置づけることにより、データを保護。
- すでに一定割合の企業が対策を実施又は実施を検討している。具体的には、「限定提供データを対象とする格付け区分の設定」、「限定提供データを対象とする規定等の整備」、「限定提供の扱いに関する契約ひな形の作成」などが対策として講じられている。

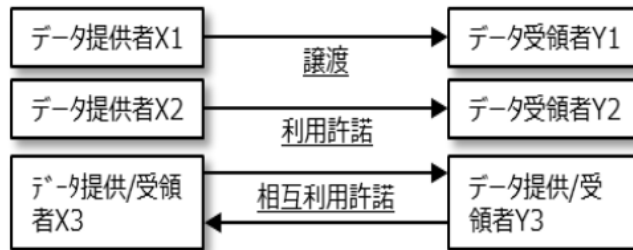
限定提供データを考慮した管理の実施状況



(参考) データ契約ガイドライン

- 我が国では、データ契約の類型毎に主な課題や論点を提示しつつ、契約条項例や条項作成時の考慮要素等を示すことで、その取引費用を削減し、データ契約の普及、ひいてはデータの有効活用を促進を目的として「データ契約ガイドライン」を作成。

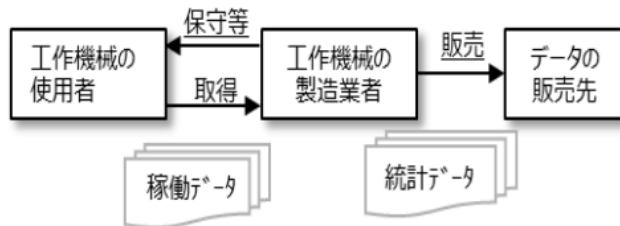
① 「データ提供型」契約



＜一方当事者から他方当事者へのデータの提供＞

- 取引の対象となるデータを一方当事者（データ提供者）のみが保持しているという事実状態について、契約当事者間で争いがない場合において、データ提供者から他方当事者に対して当該データを提供する際の契約

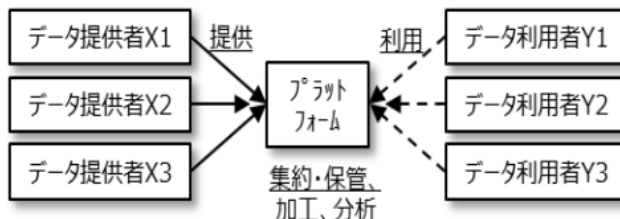
② 「データ創出型」契約



＜複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い＞

- 複数当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出されるという場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について取り決めるための契約

③ 「データ共用型」契約



＜プラットフォームを利用したデータの共用＞

- 複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォームが当該データを集約・保管、加工または分析し、複数の事業者がプラットフォームを通じて当該データを共用するための契約

(参考) 秘密情報の保護ハンドブック

- 法的保護レベルを超えて、情報漏えい対策として有効と考えられる対策や、漏えい時に推奨される包括的対策等をできる限り収集して網羅的に紹介するものとして「秘密情報の保護ハンドブック」を作成。(2022年最終改訂)

<全体構成>

1章	・目的及び全体構成
2章	・保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定
3章	・秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択及びそのルール化
4章	・秘密情報の管理に係る社内体制のあり方
5章	・他社の秘密情報に係る紛争への備え
6章	・漏えい事案への対応

②産業データのガバメント・アクセスに関する規律や対応

- 政府機関等の公的機関による民間部門保有情報へのアクセス（ガバメントアクセス）について、海外企業の技術や知的財産を獲得するために使われている事例が存在。
- 産業データのガバメント・アクセスについては、企業の経済的利益とのバランスなど、個人データとは異なるルール形成が必要となる。また、企業としても、法的・技術的・組織的対応等が必要。

<技術情報に対するガバメント・アクセスの具体的事例>

中国

- 米通商代表部は、中国政府が海外企業の技術や知的財産を獲得することにより自国産業の高度化を図る目的で、不公正・非合理・市場歪曲的な法令や慣行があることを調査した調査報告書を公表。これに基づき米国政府は関税の政策措置を発動した。
- 報告書では、中国政府が用いていた技術移転メカニズムの一つとして、必要な行政承認と引き換えの機密技術情報の開示要求を指摘している。ICT、製薬、化学、農業食品（特に遺伝子組み換え作物）、機械、金融サービスなど様々な業界の外国企業は、工場建設や製品販売などの認可を得るために、政府機関に詳細な情報を提供しなくてはならなかった。こうした企業情報が現地産業に提供され、類似の産業活動に利用されたケースもあるという。

（有識者の意見）

- ✓ 産業データは個人データと比べて、ガバメントアクセスの目的と私企業の利益のバランスが難しい。個人データは人権の問題、憲法上の問題なので、明確であるが、産業データの場合は、政府の公共上の問題と私企業の経済的利益のバランスが個人データほど明確ではない。
- ✓ 機密性の高いデータに対する悪質なガバメントアクセスには、法で対応するというよりは技術的に対応する（アクセス不可能なデータや解読不可能なデータにする等）ということかとも思う。

(参考) 非個人データのガバメント・アクセス

- 2023年のG7大阪・堺貿易大臣会合では、非個人データへの正当化できないガバメント・アクセスについて、大臣声明の中で非難。

2023年G7大阪・堺貿易大臣声明（仮訳）

“我々は、越境データ流通への信頼性を高め、それを促進するための重要なツールとして、「OECDの民間部門が保有する個人データへのガバメントアクセスに関する宣言」を歓迎する。我々は、デジタル貿易に参加する消費者や企業の信頼を高める措置を支援することにコミットする。これとは別に、**我々は、政府による、機密情報を含む非個人データへの正当化できないアクセスが、越境データ流通の信頼性を損ない、実質的な障壁となることを認識する。**”

※個人情報のガバメント・アクセスに関しては、2022年12月、OECDのデジタル経済政策委員会（CDEP）閣僚会合において、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」が採択され、法執行又は国家安全保障上のGAに関するOECD加盟国と権威主義国との区別やDFFTへのコミットメントが明記された。

③消費者・第三者への情報開示・情報提供に関する規律や対応

- 欧州データ法や電池規則のように、消費者・第三者への産業データの情報開示・情報提供が求められるようになってきている中、営業秘密の保護や、経済活動の自由といった観点から、適性な規制のあり方を検討していく必要があるのではないか。

(有識者からのコメント)

- 伝統的なラベリング規制では、典型的には外箱や製品本体での表示が想定されており、公衆の目に触れることを前提に、誰にでも開示していい情報しか表示できなかったが、デジタルツールを活用することにより、受け手と出し手の関係性を考慮して表示を求める情報の種類や開示範囲について濃淡をつけることができるようになった。いかなる情報につき、どの主体までアクセスを認めるかについては、今盛んに議論がなされている。
- 個人データの文脈では、例えば欧州はプライバシーを保護法益の中核に据えるため、利益衡量を行ったとしてもデータ保護が正当化されやすい。他方、産業データは経済活動の自由等が保護法益になるため、個人の権利に比べて絶対的に保護する必要性が劣後してしまう（特に国際的には日本よりも企業の営業活動の自由や営業秘密の保護の必要性が必ずしも高いレベルで保障されているとも限らないので尚更）。
- ガバメントアクセスを受ける際に拒絶する根拠としても、個人の情報であれば憲法13条（自己決定権）や憲法35条（住居等の不可侵）を根拠にできるものの、企業の情報だと憲法21条2項（通信の秘密）くらいしかないため、海外法制と企業の経済活動の自由が板挟みになりかねないリスクが存在する。

④越境移転規制をはじめとする他国の産業データ規制への対応

- 外国政府へのデータ流出の懸念から、特に中国はデータ越境移転の取締りを強化。
- 特定の非個人データについても越境移転には当局への申請・許可が求められるが、詳細な手続や審査基準が不明瞭な点も多く、日本企業にとってはリスクとなり得る。

具体事例：海外企業による中国での活動

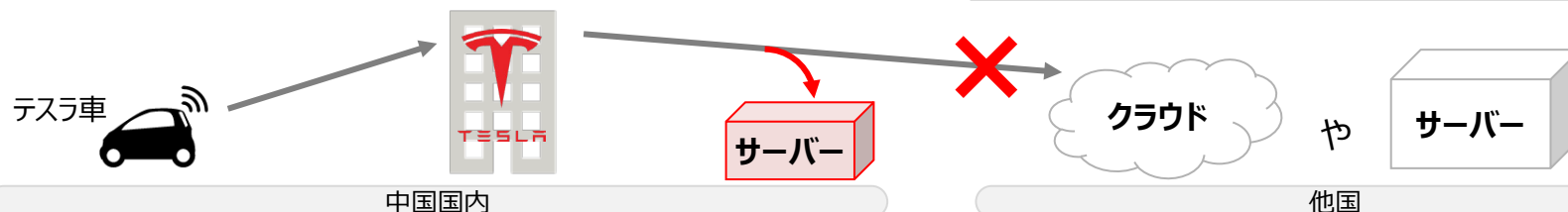
テスラモーターズ

- 中国当局は、EVセンサーによる周囲の映像から、利用時間・位置情報・車載システムと同期した個人情報等のデータが米国に流出することを懸念し、テスラ車の利用を制限。
(軍事施設など国家安全に関わる情報漏洩を防ぐ目的)
- テスラ社は中国国内にデータセンターを設立

中国政府の動き

「自動車データセキュリティ管理規定」公表、
「自動車収集データの安全要件」(国家標準) 公表
⇒自動車業界への取締強化

個人の同意取得、データの車内処理・匿名化、データの国内保存義務、国外移転に伴うセキュリティ評価等を義務化



(データローカライゼーションへの対応に関する日本企業のコメント)

- 日本にタイムリーにデータを移転できないため実態に即した分析ができない
- 中国国内でのサーバ設置等のインフラ投資が必要になるほか、政府による強制的なデータ収集への懸念のため、中国国内でビジネスやデータが完結する体制作りに動いている
- 海外拠点工場を繋ぐスマートファクトリーを進めた場合に、機械情報等の機密度の高い情報が、個人情報と同様厳しく規制される可能性がある。

産業データの越境データ管理に関する実務指針の方向性について

- 下記の内容を含む実務指針を整理する場合、我が国企業にとっての有効性・意義如何。

▶ 産業データの越境データ管理に関する実務指針の論点（案）

原則として、産業データの保護・連携の内容や範囲、管理のあり方については各企業の自由に任せられていることが原則。他方で、企業の自主判断の基礎となる情報提供として、例えば以下のような項目について論点や考慮要素を提示することについてどう考えるか。

① データの性質等に応じたガバナンス手法

例：データの性質に応じた安全管理措置、ガバメント・アクセスや公益目的によるデータに係る権利の制限への対応、データ連携基盤の利用における競争法上のクリアランス 等

※企業の自主判断を制約する各国法制・措置等の概要、データ越境のパターン（性質、保護・連携の目的、データの共有範囲等）に応じたガバナンスのあり方を整理

② データ管理に関する（技術の活用を含む）先進事例の紹介

例：技術（暗号技術等）を活用したデータ共有、データ連携基盤の活用事例 等

③ 越境データ移転に関するデータ契約のあり方

例：契約の類型に応じたひな形、ガバメント・アクセスに関する契約上の考え方 等

産業データのデータガバナンスに係る国際連携について

- 産業データのデータガバナンスについて、以下のような論点に関する**国際連携**が必要であると考えられるが、特に我が国企業にとっての有効性・意義如何。

➤ 国際的な議論における論点

- データの権利や取扱いについて
 - ：産業データに関するルール形成が進む中で、データの流通及び（競争上不利に扱われないための）保護のバランスをとる形で、我が国としての考え方を整理し、国際連携を目指す。その際、国内で整理した実務指針に示される考え方も活用し、相互運用可能なルール形成を目指す。
- 産業データに関するガバメント・アクセスの規律
 - ：技術情報やビッグデータ等のガバメント・アクセスによる不正な取得を念頭に、産業データのガバメント・アクセスに関する国際規範の形成を目指す。
- 消費者・第三者への情報開示・情報提供に関する規律
 - ：データ法や電池規則に代表される消費者、第三者への情報開示・情報についての適切な規制のあり方について、国際規範の形成を目指す。

産業データに関するデータガバナンスの議論の位置づけ

- 国際データガバナンス検討会の下に産業データSubWG（仮称）を設置し、令和6年度にかけて、経済産業省を主体として検討を行う。

